

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 6 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県南アルプス市六科1375-1

氏 名 湯澤工業株式会社

代表取締役 湯沢 信

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 055-285-0041

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	湯澤工業株式会社
事業場の所在地	山梨県南アルプス市六科1375-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 2,230,496千円
③ 従業員数	46名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙ー2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】

① 現状	産業廃棄物の種類											廃アルカリ
	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合	
排出量(t)	125.63 t	2,470.91 t	8.64 t	0.51 t	2.46 t	22.10 t	1.20 t	0.00 t	9.30 t	9.65 t	0.09 t	1,308.25 t

(これまでに実施した取組) 可能な限り分別排出を心掛け、混合廃棄物の抑制に取り組んでいる

【目標】

② 計画	産業廃棄物の種類											廃アルカリ
	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合	
排出量(t)	123.12 t	2,421.49 t	8.47 t	0.50 t	2.41 t	21.66 t	1.18 t	0.00 t	9.21 t	9.55 t	0.09 t	1,295.17 t

(今後実施する予定の取組) これまでに実施した上記取組を継続して実施する 排出抑制の取組みとして-1%減を目標とする
作業工程および発生工程で減量できるものについては、-2%減を目標とする(下線の種類)

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)は品目ごとに分別し、廃棄物に石綿含有廃棄物が混入しないよう確実に分別保管する
- ・木くずは生木、解体材に分別する

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの活動を継続する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)	125.63 t	2,470.91 t	7.98 t	
	(これまでに実施した取組) 自社の処理施設で再資源化している				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)	123.12 t	2,421.49 t	0.85 t	
(今後実施する予定の取組) 今後も同様の取組を継続する(計画排出量に対して：木くず100% がれき類100% ガラス陶磁器くず10%)					

【前年度（令和6年度）実績】					
① 現状	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—	—	—
(これまでに実施した取組) 自社中間処理施設(焼却施設)を廃止したため、より分別排出および選別精度を高めて再資源化に努める					
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—	—	—
(今後実施する予定の取組) 自社中間処理施設(焼却施設)を廃止したため、より分別排出および選別精度を高めて再資源化に努める					

産業廃棄物の種類	処理方法
木くず	①自社中間処理(破碎)→再資源化(木チップ)【自社処分】 ②自社中間処理(破碎)→(再生利用残)委託処分
がれき類	①自社中間処理(破碎)→再資源化(RC-40)【自社処分】 ②自社中間処理(破碎)→再資源化(金属くず)再生利用業者へ委託(売却) ③現場→処理業者へ委託(中間処理・再資源化)
ガラス陶磁器くず	①自社中間処理(破碎)→再資源化(再生砂)【自社処分】 ②自社中間処理(破碎)→(再生利用残)委託処分 ③現場分別→中間処理(処理業者へ委託) ④現場分別→再資源化(再生利用業者へ委託)
紙くず、繊維くず	①自社中間処理(破碎)→(紙くず、繊維くず)中間処理(処理業者へ委託) ②自社中間処理(破碎)→(紙くず)再資源化(再生利用業者へ売却) ③自社中間処理(圧縮)→(紙くず)再資源化(再生利用業者へ売却)
廃プラスチック	①自社中間処理(選別・破碎又は圧縮)→再資源化(再生利用業者へ委託) ②自社中間処理(破碎)→中間処理(優良認定処理業者へ委託) ③自社中間処理(圧縮)→中間処理(処理業者へ委託) ④現場分別→中間処理(優良認定処理業者へ委託)
金属くず	①現場分別→自社中間処理(破碎・圧縮)→再資源化(再生利用業者へ委託) ②現場分別→自社中間処理(破碎・圧縮)→再資源化(再生利用業者へ売却)
汚泥	処理業者へ委託(中和処理・乾燥・一部再資源化)
石綿含有廃棄物	現場分別→優良認定処理業者へ委託(最終処分：安定型最終処分場埋立)
石膏ボード	現場分別→優良認定処理業者へ委託(中間処理・再資源化)
管理型混合廃棄物	①現場分別→優良認定処理業者へ委託(中間処理) ②自社中間処理(破碎又は圧縮)→中間処理(優良認定処理業者へ委託) ③自社中間処理(選別・破碎又は圧縮)→再資源化(再生利用業者へ委託・売却)
廃アルカリ	優良認定処理業者へ委託(中間処理・一部再資源化)

別紙-2

